

( 参考資料 1 )

【 林野庁仮訳 】

第 29 回理事会

2000.10.30 ~ 11.4

日本 , 横浜

決議 2 ( ITTC19 )  
ITTO 目標 2000

ITTO ( 国際熱帯木材機関 ) は ,

ITTA1994 ( 1994 年国際熱帯木材協定 ) の第 1 条 (d) と 21 条 , 及び , リーブルビル行動計画を想起し ,

ITTO 決議 3 (10) の ITTO 加盟国が 「 熱帯林の持続可能な森林経営と熱帯木材及び熱帯木材製品の輸出を専ら持続可能であるように経営されている供給源からのものについて行うことを 2000 年まで達成すること 」 に向けて国際協力 , 国家政策 ・ プログラムを通じ取り組む戦略を想起し

同目的へ向けた取組の評価のコンサルタントレポートを基本とした論議に留意し ,

「 2000 年目標 」 は十分達成されていないことを認識し ,

2000 年目標に関する ITTO への報告のための改訂 ITTO 基準 ・ 指標を各国で適用するための決議 3 ( ITTC14 ) , 10 ( ITTC16 ) を想起し ,

以下のとおり決議する。 :

1. 「 熱帯木材及び熱帯木材製品の輸出を専ら持続可能であるように経営されている供給源からのものについて行うことを達成 」 「 目標 2000 」 に向け最大限速やかな達成に取り組むことを再度宣言する。
2. 同目標の取組報告のために ITTO 基準 ・ 指標の使用を各国へ強力に促進する。

3. 事務局長に I T T O 基準・指標の実施の取組報告を促進する形式を開発することを要求する。この形式は国連森林フォーラムにおける今後における報告の要求に含まれ、支援すべきである。
4. 持続可能な森林経営が行われている供給源から生産された木材の市場アクセスを強化する具体的な方法について加盟国が取り組むことを求める。
5. 事務局長は、各国の要望に応じ「目標 2000」と持続可能な森林経営の達成をそれぞれに阻害する要因を明確にし、それら抑制を克服する各国行動計画を作成することを支援する。それら活動の内容はこの決議の Annex に含まれる。
6. デモンストレーションプロジェクトや環境配慮型伐採訓練等の国際協力・国家政策・プログラムを通じ、それら行動計画の実行を促進する。
7. 事務局長は要望に応じ個々の生産国に対し、以下の点について幅広い支援かつハイレベルの協力が得られるよう「I T T O 目標 2000 委員会」、又は、それに見合うグループの設置を支援する。
  - 「目標 2000」の達成への取組への重点化
  - 「目標 2000」のために最大限使われるような内部資金の配分
8. 事務局長は、この決議の第 3 パラ、5 パラの資金要求に応じ、各加盟国の任意拠出を要求する。仮に、2000 年 12 月 31 日までに十分な拠出がない場合は、事務局長はバリパートナーシップ B 基金の使用を要求することができる。
9. ドナー加盟国に対し生産国における「目標 2000」と持続可能な森林経営を促進するためのバリパートナーシップ基金への増額拠出の要求する。
10. 事務局長はこの決議パラ 7 の資金要求への任意拠出を要求する。